

# 消費者被害注意報 N. 70

## 「今ならタブレット0円」！？ 通信機器の契約は慎重に！

**事例** 携帯電話が壊れてしまい、携帯ショップへ出かけた。担当者から説明を受け、機種変更をすることになった。すると、担当者がタブレット端末を持ってきて「今ならタブレット0円」と、タブレットの契約を勧められた。

使いこなす自信もなく、断っていたが、熱心に説明されたこともあり、契約した。

月々の料金も増えるようなので解約したい。

### 《相談員のアドバイス》

- ・タブレット等の通信機器の利用にあたっては、多くの場合、端末代金と合わせて、継続的に通信料がかかります。
- ・「タブレット0円」という場合、月々の端末代金については、その代金と同額の割引により相殺され、「実質無料」となります。また、ほとんどの場合、一定期間の通信契約が条件となっています。
- ・通信契約をした場合、一定期間内に解約をすると、違約金や端末代金等の残高も支払わなければならなくなってしまいます。
- ・実質無料と聞いて、タブレットの契約を結んだものの、一度も使用せずにしまいこんでしまう方も多いようです。



### 見守りのポイント

- 携帯電話の買い換えやスマートフォンの購入等にあたり、勧められるがままにタブレットの契約をしてしまったという相談が多く寄せられています。検討している方には注意を促しましょう。
- 携帯電話やスマートフォン、タブレット等の契約は非常に複雑です。家族などが同行して一緒に話を聞くことも有効です。また、解約条件も確認しておきましょう。
- 契約内容に疑問を感じたら、すぐに事業者に確認しましょう。契約内容や解約についてトラブルが生じた場合は、消費生活センターにご相談ください。

「おやっ？」と思ったら消費生活センターへお電話を

**相談専用電話 043-207-3000**

<連絡・問い合わせ先> 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111